

○厚生労働省告示第六号
国土交通省

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第一号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を次のように定める。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法

一 土地又は建物についての表示

認定住宅の土地又は建物について表示する場合において、当該土地又は建物を当該認定住宅に係る認定事業者が所有しているものでないときは、その旨を明瞭に記載することとする。

二 居住安定援助についての表示

認定住宅入居者に提供する居住安定援助について表示する場合においては、当該居住安定援助の

内容並びにその提供の対価及び条件の内容を明瞭に記載することとする。

三 入居契約についての表示

認定住宅の入居契約の内容及びその締結の条件について表示する場合において、認定住宅入居者が居住安定援助の提供を受けることを当該入居契約の締結の条件とするときは、その旨を明瞭に記載することとする。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。